

令和5年小田原市議会12月定例会議案

(議案第71号～議案第80号)

令和5年11月27日提出

目 次

○条例議案

議案第71号	小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第72号	小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第73号	小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第74号	小田原市民ホール条例の一部を改正する条例	5

○事件議案

議案第75号	指定管理者の指定について（おだわら市民交流センター）	9
議案第76号	指定管理者の指定について（小田原市歯科二次診療所）	10
議案第77号	指定管理者の指定について（小田原市観光交流センター）	11
議案第78号	指定管理者の指定について（上府中公園）	12
議案第79号	工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）	13
議案第80号	工事請負契約の変更について（山北出張所新築工事）	14

案 議 例 條

議案第71号

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第28条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第32条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

この場合において、前項中「第19条第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「第20条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第9条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する従業員には、その人事評価及び勤務実績に応じて、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、勤勉手当を支給することができる。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当について準用する。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和2年小田原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「第

15条」の次に「、第16条」を加え、「、第22条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削り、同条第4項中「期末手当」を「勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提 出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国の非常勤職員に対する勤勉手当の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため提案するものであります。

議案第72号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項中「第14条」を「第13条」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるもの）」に改め、「である感染症」を削り、「第14条」を「第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「第14条」を「第13条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

動物飼育手当を廃止するとともに、新たな感染症等に係る感染症接触手当の特例の整備を行うため提案するものであります。

議案第 73 号

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型インフルエンザ等緊急事態における行政間の職員の派遣制度が政府対策本部の設置されたときから適用される派遣制度に拡大されたことに伴い、この派遣制度に係る手当の整備を行うため提案するものであります。

議案第74号

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

小田原市民ホール条例（令和2年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条に次の1項を加える。

2 市民ホールの名称は、小田原三の丸ホールとする。

第3条中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「第6条第3項」を「第8条第3項」に改め、同項第3号中「第6条第4項第1号」を「第8条第4項第1号」に改め、同条第2項中「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2号及び第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特に」を「指定管理者は、市長の定める基準に従い」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第7条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「納付しなければ」を「支払わなければ」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の3項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額（付帯設備の利用料金にあつては、規則で定める額）の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これ

を告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条を第9条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て」を加え、同条を第7条とする。

第4条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て」を加え、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 市民ホールの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う市民ホールの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 市民ホールの使用の許可に関すること。
- (3) 市民ホールの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

別表中「第6条、第7条関係」を「第8条、第9条関係」に改め、別表の1(1)及び(2)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(3)を削り、別表の1(4)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(4)を別表の1(3)とし、別表の1(5)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(5)を別表の1(4)とし、別表の2(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2(2)を削り、別表の2(3)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2(3)を別表の2(2)とし、別表の4(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の4(2)を削り、別表の4(3)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の4(3)を別表の4(2)とし、別表の6(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の6(2)中「展示に伴う商品の販売」を「商品の販売のみ」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の8中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定め

る日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市いじめ問題再調査会の項の次に次のように加える。

小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
--------------------	--	-------

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

小田原市民ホールの管理を指定管理者に行わせることとする等のため提案するものがあります。

事 件 議 案

議案第75号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 おだわら市民交流センター
- 2 指定管理者 小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体
代表者 一般財団法人小田原市事業協会
代表理事 安藤圭太
小田原市南町一丁目1番40号
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋輝彦

議案第76号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 小田原市歯科二次診療所
- 2 指定管理者 一般社団法人小田原歯科医師会
会長 安西由充
小田原市南鴨宮二丁目27番19号
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋輝彦

議案第 77 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 小田原市観光交流センター
- 2 指 定 管 理 者 三の丸地域循環創造事業体
代表者 株式会社小田原ツーリズム
代表取締役 夏 莉 健 二
小田原市本町一丁目 6 番 13 号
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 27 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第78号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名 称 上府中公園
- 2 指 定 管 理 者 小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体
代表者 一般財団法人小田原市事業協会
代表理事 安 藤 圭 太
小田原市南町一丁目1番40号
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第79号

工事請負契約の変更について

令和4年12月14日に議決を経て締結した工事請負契約（旧小田原市民会館解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 752,047,560円」を

「契約金額 873,112,900円」とする。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第80号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日に議決を経て締結した工事請負契約（山北出張所新築工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 236,959,800円」を

「契約金額 238,469,000円」とする。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦